

神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画 (概要)

1 計画策定の経過

- 平成14年8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。10年間の時限立法。以下「法」と言う。)施行
- 平成15年1月(第1回)「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」実施
- 平成15年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」告示
- 平成15年10月神戸市ホームレス対策連絡会議設置
- 平成16年7月「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
(第1次計画 計画期間:平成16年7月～平成21年3月)
- 平成19年1月(第2回)「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」実施
- 平成20年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(改定)」告示
- 平成21年4月「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」策定
(第2次計画 計画期間:平成21年4月～平成26年3月)
- 平成24年1月(第3回)「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」実施
- 平成24年6月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成24年法律第46号。「法」の5年延長。)施行
- 平成25年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」告示
- 平成25年7月～ 神戸市ホームレス対策連絡会議による第2次実施計画の施策の評価と第3次実施計画案の検討協議
- 平成26年1月～2月 評価書及び第3次実施計画案について、パブリックコメント実施
- 平成26年4月「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」策定

2 計画の目的

この計画は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々に対し、地域において健康で文化的な生活を送るための自立支援を行い、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図ることを目的とします。

この計画の実施にあたっては、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得つつ、国、兵庫県、本市の関係機関及び民間団体等と連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

3 計画の位置付け

この計画は、法第9条第2項の規定に基づき、国の基本方針及び兵庫県の実施計画に即した実施計画です。

また、この計画は、「神戸市総合基本計画」及び「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」との整合性を持って、市民福祉を推進する視点から、基本的な考え方や方向性などを取り入れて策定しています。国の基本方針の策定に合わせて見直しを行っているため、目標年次が一致していませんが、これらの関係計画とは相互に密接関連するものですから、本実施計画変更の際には、これらの関係計画と整合性を図って見直します。

4 計画期間

計画期間は5年間とし、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)とします。

5 実施計画の評価と次期計画の策定

計画の見直しにあたっては、計画期間の満了前に、当市のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行います。評価により得られた結果については、公表するとともに、実施計画見直しの参考にします。

	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
法律	施行 8.7										延長 6.27					失効 8.6		
基本方針		策定 7.31					見直 7.31					見直 7.31					見直 予定	
兵庫県 実施計画			策定 7.1						策定 2.1						見直 予定			
神戸市 実施計画			策定 7.1															見直 予定
				第1次					第2次					第3次				

6 ホームレスに関する現状

ホームレスの実態把握にあたり、神戸市ホームレス一斉調査(概数調査)、ホームレス全国調査(概数調査と生活実態調査)、ホームレス巡回相談員等による巡回生活相談を実施しています。

近年の市内に定住しているホームレスの傾向として、若年層または路上（野宿）生活期間が短いホームレスの割合が高くなっています。また、路上（野宿）生活が長くなっている人の中には、行政による支援を望まない人が多く、粘り強い関わりが必要となっています。

7 ホームレス対策の現状と今後の課題

- 本市では、従来からホームレス施策に関して特定の担当課を設けることなく、関係機関がホームレスに関する問題・事例ごとに連携・協力しながら適切な対応に努め、平成 15 年 10 月には「神戸市ホームレス対策連絡会議」を設置しました。
- その後、平成 16 年 5 月に配置したホームレス巡回相談員を中心に、関係機関や NPO 等市民団体と協力し、ホームレス個々の状況に応じた相談・援助を行っています。
- 市内の定住者の中には、居宅や施設での生活を望まない人が多く、巡回相談を粘り強く継続し、信頼関係の構築に努める必要があります。
- 支援により路上（野宿）生活を脱却した後に、再び路上（野宿）生活に戻ってしまう人が少なくないことから、個々の状況に応じたアフターケアに配慮する等、定着のための支援にも力を入れていく必要があると考えています。
- 巡回相談の強化により、定住者の把握がスムーズに行えるようになりましたが、移動者や夜間みの宿泊者については、今後も実態を把握していく必要があります。
- 景気動向は依然として不透明であり、今後の社会経済情勢に留意し、個々の状況に応じたきめ細やかな対応に努めていく必要があると考えています。

8 ホームレス対策の推進計画

◆ 基本的な考え方

- ◎ ホームレスとなる恐れのある人も含め、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。
- ◎ 地域でともに支え合う自立支援のまちづくりをめざした「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」の理念に則り、市民の理解と協力を得ながら施策を推進します。
- ◎ ホームレスが地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要と考えます。その上で就業機会の確保も可能となります。そのために、巡回訪問等による健康相談や生活相談を行い、総合的な自立支援施策を講じます。
- ◎ 今後社会経済情勢の急激な変動があれば、計画の枠組みを維持しつつ、柔軟に対応していきます。

◆ 基本目標及び取り組み方針

(1) 安定した居住の場所の確保

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要です。まずは路上(野宿)生活を解消するための一時的な居住の場所の確保を支援した上で、市営住宅の既存制度を活用した入居支援や、低廉な民間住宅の情報提供など、安定した居住の場所の確保に努めます。

- ア 一時的な居住の場所の確保支援
- イ 安定した居住の場所の確保支援
- ウ 民間賃貸住宅に関わる団体への協力要請
- エ 居宅生活が困難な人への支援
- オ 居宅生活へ移行した人への支援

(2) 就業の機会の確保

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

- ア 職業相談の実施
- イ 求人情報の提供
- ウ 事業主等に対する啓発
- エ 就労に向けての支援

(3) 保健及び医療の確保

区保健福祉部と医療機関等の連携により、健康相談、保健指導、医療の提供等による、保健及び医療の確保に努めます。

- ア 健康相談等
- イ 医療の必要があると思われる場合の対応
- ウ 結核にり患している人への対応
- エ 医療の確保
- オ 緊急搬送時の対応

(4) 生活に関する相談及び指導

実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに対応できるよう、関係機関相互の連絡や連携を密にし、総合的な相談体制の確保に努めます。また、区保健福祉部保護課における相談窓口対応の充実によりホームレスとなることを防止するよう努めます。

- ア 実態把握
- イ 総合的な相談体制の確保
- ウ ホームレスに対する心のケア
- エ 区保健福祉部保護課における相談窓口対応
- オ 通報への対応

(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組み

①就労意欲はあるが失業状態の人、②医療や福祉等の援助が必要な人、③社会生活を望まなくなった人など、各タイプに応じた施策を、自立意欲を引き出して、自身の力で問題解決に取り組んでいけるよう実施していきます。

- ア 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援
- イ 医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援
- ウ 社会生活を望まなくなった人に対する支援
- エ 女性のホームレスに対する支援
- オ その他

(6) 生活保護法による保護の実施

保護が必要な人に対して、その状況に応じて生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の適用等により、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて適切な支援を実施します。

- ア 個別性に配慮した保護の実施
- イ 直ちに居宅生活が困難な人等に対する保護の実施
- ウ 居宅生活を送ることが可能であると認められる人に対する保護の実施
- エ 医療機関に入院となった人に対する保護の実施
- オ 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する就労支援の実施

(7) ホームレスの人権の尊重

ホームレスの人権の尊重について、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

- ア 人権啓発事業の実施等
- イ 相談と事案の適切な解決
- ウ 施設における人権の尊重

(8) 公共施設の適正な利用の確保について

公共の施設及び場所の適正な利用を妨げられているとき、当該施設管理者は、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りながら、当該施設の適正な管理に努めます。

- ア 施設管理者の役割
- イ 放棄物等の処理

(9) 民間団体等との連携

ホームレスの自立の支援を行う民間団体等との情報交換、情報提供等の場を機会あるごとに設けるとともに、民間団体と本市の相互の立場を尊重しながら、連携と協力を図ります。

- ア 民間団体等との連携・協力
- イ 民間団体等との情報・意見交換

(10) その他、自立の支援等に関する事項

ホームレス問題の解決を図り、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するために、地域福祉の増進を図ります。

- ア 市民福祉総合計画の推進
- イ NPO 等が活動しやすい環境作り
- ウ 民生委員の理解及び協力
- エ 権利擁護事業の推進
- オ キャリア教育の推進
- カ 「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」の周知